

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK2021003
H0013
H0082
SK2021006
SK2021004

③施設名等

名称：	十勝学園
施設長氏名：	山本 敏博
定員：	40名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	帯広市東9条南21丁目1番地9
T E L：	0155-27-1001
U R L：	https://www.ikedajyokai.com
【施設の概要】	
開設年月日	2002年4月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人池田光寿会
職員数 常勤職員：	31名
職員数 非常勤職員：	15名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	21名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（ウ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	34室
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂、図書室、体育館
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念	1 児童の自立支援 2 児童の発達の補償 3 児童の人権の尊重
基本方針	十勝学園は、社会的養護の必要な児童の健やかな育成と地域福祉の推進という事業目的を達成するため責任の遂行と新たな課題の克服に取り組む。また、児童の権利侵害防止など、権利擁護のより一層の取り組みをおこなう。管理運営については、安定的な経営運営のため、事業の進行管理をおこない予算の計画的執行により収支バランスをとっていくこととする。社会的養護の推進計画の一環として、生活単位に小規模化を目指すため2カ所目の地域小規模児童養護施設の開設に向けて準備をおこなう。

⑤施設の特徴的な取組

ライオンズクラブ、ソロプチミスト、NPO法人などのボランティア団体との交流機会を多く設けることにより、施設職員だけでなく大人との関わりを増やし卒園後のことも考えた自立支援を目指している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/6/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/2/1
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度

⑦総評

*「十勝学園」の地域小規模児童養護施設「はみんぐ」の評価詳細は以下をご覧ください。

<https://www.wam.go.jp/wamappl/oc04/003hyoka/hyokekka2.nsf/aOpen?OpenAgent&JN0=0100000230&SVC=0001241>

<評価の高い点>

1、「子どもの生活をより良いものへ」

社会経験の機会を増やすことを意図して、ボランティア団体等の行事案内があった場合は、子どもに希望を取り、職員が同行して参加しています。少年団活動や会員制のスポーツクラブを利用する時にも、職員がサポートしています。

居室活動はリビングケアの一端として位置づけています。親子訓練室での宿泊を通して、家庭に近い入浴や調理等の経験をしています。

施設内のWi-Fiは、利用時間を決めています。スマホを契約する時には、施設長から利用の注意事項を伝えています。ゲームの課金やSNSの問題には、一律禁止ではなく、使用しながら利便性と危険性の両面から学ぶ必要があると施設は考えています。

幼稚園は3年保育から通わせています。幼児室は、保育に関わる機能設備を整え、遊戯室と午睡室があります。療育機関への通所もあります。

衣類は、被服予算の範囲内で購入しています。成長が早い子どもについては、予算の範囲を超えた場合にも必要経費とされます。高校生の化粧を見た小・中学生から、自分も同じようにしたい希望が出て、子どもと話し合い、自室でのみ楽しむとの条件のもとに許可されました。

子どもの個室は、消防法に抵触しなければ自由に飾り付けができます。居室には廊下に向けて小窓がありましたが、窓を覆って子どものプライバシーを優先させました。生活の様々な場面で、子どもの満足度を上げています。

2、「環境としてのコミュニケーション」

勤務歴の長い職員は子どもの担当から離れても、成長していく姿や表情から内面の変化に気がきます。「十勝学園職員心得」には「自分の担当する子に関しては相談を受けること」「担当外の児童からの相談に関しては担当の職員にも相談するように助言すること」と記載があります。心得からは、担当外の子どもの相談を受けるのは難しい印象がありますが、「困った時や相談したいことがある時には、誰に相談してもいいので、話しやすい職員へ相談してほしい」と伝えています。

職員は自分の担当ブロックの子どもに関わらず、姿を見かけた時には声をかけて、短時間でも困りごとがないかを気にかけてながら対応しています。また、顔を合わせる機会が難しい子どもとメモや手紙の交換がされています。学習指導の折に、相部屋の子どもの机が整理されていれば「綺麗に片付いているね」等、できていることを褒めたメモが残されます。

子どもが相談や意見を述べやすい環境づくりのために、日々の生活でのコミュニケーションにより信頼関係を築いています。

3、「地域に欠かせない児童養護施設」

十勝学園には、子どもの自立促進と家庭生活体験を推進する「施設機能強化推進事業計画」があります。

子どもの地域活動として、コロナ禍により途絶えていた行事が、徐々に復活してきました。2024年度は「クリスマス会」で市内の老人クラブとの交流があり、社会奉仕活動団体による餅つきなどが行われました。札幌市から来た団体からは、キッチンカーで人気のメニューが提供されました。NPO法人からの「ボクシングセッション」の受け入れにあたっては、職員が入念に事前準備を行っていました。新規の行事企画も取り入れて、子どもと地域との良好な関係を確実に広げています。

近隣の市町からのショートステイ受け入れ数の増加に見られるように、地域に欠かせない児童養護施設の機能が発揮されています。

<質の向上のために求められる点>

1、「子どもの権利擁護のマニュアルの作成」

施設では、子どもに対する権利侵害の防止・早期発見を周知するために、「運営規程6章職員の心得」「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」「倫理綱領」等を定めています。子どもへの支援で権利侵害が疑われる場合は、会議で事例を話し合い職員全体で周知を図っています。

但し、「子どもの権利」は、権利侵害の防止等の観点だけに留まりません。子どもの権利擁護においては「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の保障が徹底される必要があります。

今後は、「子どもの権利ノート」や「子ども六法」等の書籍の活用を通して、子どもの権利擁護のマニュアルや規定を整備して、養育・支援に活かすことが期待されます。

また、被措置児童等虐待対応における届出・通告制度に対する周知が不十分です。被措置児童等虐待対応のフロー図を活用する等、職員への理解・周知を徹底して、子どもに対して分かりやすい説明をすることが望まれます。

2、「苦情解決状況の公表と養育支援の質向上のチャンス」

玄関には、第三者委員の氏名と電話連絡先が掲示されています。第三者委員については、苦情の解決の流れやフロー図が職員へ共有されていません。第三者評価機関が実施した子どもアンケートには「第三者委員についてよくわからない」という記述があり、子どもへの定期的な説明はありません。施設には苦情解決制度を子どもへ分かりやすく説明し、第三者委員に相談しやすくする方策が求められます。また、第三者委員の氏名と電話番号だけでは、スマホを持たない中学生以下の子どもの連絡方法が容易ではなく、保護者への説明も不十分です。また、苦情解決状況の公開が見受けられませんでした。

子どもや保護者からの意見や要望は、養育支援の質向上のチャンスと捉えて、今後は、意見・要望を申し出しやすくするための対応策と、苦情解決状況の公表が望まれます。

3、「中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定」

施設には、中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のどちらの策定も認められませんでした。「十勝学園の小規模化及び家庭的養護の推進計画」には現在の児童定員数と設備内容が記載されています。しかし、これに伴う予算・人材・体制等の詳細がありません。

2棟目の小規模児童養護施設は、2025（令和7）年4月に完成予定であり、運用準備を進めています。また、本体施設では、ユニット化による小規模グループケアの改修が控えています。

本体施設のユニット化を円滑に進めるためにも、中長期計画として収支の裏付けのある体裁を整えた立案が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受けて、前回と評価があまり変わっていません。施設としての努力不足の結果と受け止めております。改善をしていかなければならない課題が多く、施設全体で認識し取り組みをしていかなければならないと改めて感じました。今後は施設運営のビジョンをしっかりと検討する事、職員の専門性の向上に努めること、子ども達が安心して生活ができる環境作りに取り組めるよう努めていきたいと思っております。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
3つの「処遇理念」と「養育目標」がホームページに掲載している。施設は理念と基本方針として、事業計画書に記載し、職員会議において読み合わせが行われている。新任職員に対しては、概ね入職1ヶ月後のオリエンテーションで説明している。年度初めや年度末など、子どもへ理念と基本方針の内容を説明する機会がある。今後は、日常生活の中でも、「理念」「基本方針」を伝え、子どもや保護者の周知と職員の理解が深まることを期待したい。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。2棟目の小規模児童養護施設として、2025（令和7）年度4月開設に向けて準備を進めてきた。しかし、建築資材等の急激なコスト増に直面し、対策を協議してきた。また、本体施設は開設より20年余り経過し、随所に修繕の必要性が生じている。施設全体の経営状況の把握のもと、コスト分析等にも期待したい。	
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
施設内の経営環境・状況を分析し、課題は法人理事会で共有されている。職員へは直接かかわる事務費などの説明を行っている。施設は、家庭的な住環境のニーズに応じてユニット化の計画がある。計画の実現と経営の現状を職員と共有するためにも、計画書には具体的な進捗を示す内容が望まれる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のどちらの策定も認められない。「十勝学園の小規模化及び家庭的養護の推進計画」には現在の児童定員数と設備内容が記載されている。しかし、これに伴う予算・人材・体制等の計画の詳細がない。2棟目の小規模児童養護施設は、2025（令和7）年4月に完成予定であり、運用準備を進めている。また、本体施設では、ユニット化による小規模グループケアの改修が控えている。本体施設のユニット化を円滑に進めるためにも、中長期計画として体裁を整えた立案が望まれる。	

【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>単年度の計画は、中・長期計画がないため、内容が十分ではない。単年度の事業計画には、小規模児童養護施設が2棟になった時の職員体制をシミュレーションし、人材育成や、設備などを考慮している。しかし、中長期の計画がないため、これを反映した単年度の計画となっていない。また、計画内容は前年度を踏襲する記載となっており、前年度の計画が次年度に、どのように評価と見直しが行われたかが読み取れない。前項目の中長期計画を策定後には、これを反映した単年度の計画となることが望まれる。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>施設は毎年1月末までに職員へアンケートによる改善意見を集約して、単年度事業計画を策定している。見直しも同時に行っているが、書面に落とされた内容は前年度と同様である。職員が頑張った結果を計画に反映することで、計画・実行・見直しのプロセスを明確にして組織全体で理解・共有することが期待される。</p>		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>年度末の居室編成発表時に、施設長から子どもの理解に応じて「十勝学園」として力を入れていることを話している。保護者へは年間行事の案内を配付・郵送し、家族交流会や子どもの外泊の時などに事業計画を伝えるようにしている。このように、事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組としては十分ではない。事業計画の周知は、施設での養育・支援の理解にもなるので、子どもや保護者等にもわかる事業計画を作成することが望ましい。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
<p>支援の質の向上へ繋がるように職員研修を増やし、経験の浅い職員の悩み等を定期的に主任が聴きとっている。しかし、組織全体で質の向上へ繋がる機会となっていない。今後は、年1回実施を義務付けられている自己評価を分析し、養育・支援の質向上にむけた具体的な行動を取れる体制づくりが望まれる。</p>		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>前回の第三者評価結果を受け、子どもの居室の窓ガラスとプライバシー保護について職員で話し合い改善につながった。その他の改善に関しては、組織としてPDCAサイクルを意識した施設全体の割り振りが決まっていない。改善の実施を計画的に実施することが期待される。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>施設長は施設内の清掃、美化に力を入れており、自ら率先して実行している。施設長への連絡・報告については、夜勤の時間帯も含めて伝達することになっている。施設長は2025（令和7）年度に2棟目の小規模養護施設開設や、本体施設のユニット化を推し進めている。こうしたことで、施設長は自らの役割と責任を職員に理解を求めているが、十分ではない。今後は、施設全体で目指すべき将来像を共有して実現できるように、施設長が更なるリーダーシップを発揮することに期待したい。</p>		

【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>施設長は、「全国児童養護施設協議会」や北海道からの通達・通知、また関係団体より情報を収集し、法令の遵守、理解に努めている。職員への周知は会議において法令の説明をし、理解を図るようにしている。今後は、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備をはじめ、担当部署の設置など体制の構築に期待したい。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>年に1回、一般職を対象にアンケート、個別面談を行っている。職員個々の子どもの養育・支援上の悩みや、メンタルヘルスも含めて聴き取ることで、養育・支援の質の向上へ繋がるよう助言・指導している。但し、面談記録は内容を記載することで一歩前進したが、その分析と具体的な処方に関してはこれからである。今後に期待したい。</p>		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>夜間の勤務体制など現場の声に耳を傾け、支援の質を落とさず職員がより働きやすいように勤務時間の変更を行ってきた。子どもの意見を受け、毎年年間行事にあった「スキー遠足」を「居室活動」へ転換するなど、子ども、職員の意見を反映することで、それぞれの満足度につながっている。今年度は、経営状況、コストバランスを分析しながら事業計画、年間行事計画を作成した。2棟に増える小規模児童養護施設と本体施設のユニット化による経営・運営の方向性を職員と共有する指導力の発揮に期待したい。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
<p>専門学校等へ出向き人材確保に努め、実習生には児童養護施設で働く魅力を伝えている。ホームページの「採用情報」には、採用担当者インタビューや先輩の声・一日が掲載され親近感のある内容となっている。しかし、人材確保や育成についての中長期計画はない。2025（令和7）年度に予定されている2棟目の小規模養護施設開設や、今後の本体施設のユニット化へ向けての必要な人材確保と人員体制についての具体的な計画の策定が望まれる。</p>		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>法人内の「スキルアップ事業」では、指定する資格の取得に一時金を支給するなど、資格取得への推奨を行っている。「期待する職員像」を明文化し、職員との個別面談の中で職員の悩みや意向を聞く機会を設けている。但し、総合的な人事管理としては十分ではない。人事考課基準がないので、職員は現在と将来の職業人としてのキャリアを描きづらい。人材定着と養育・支援の向上のためにも、キャリアパスの明示が期待される。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>年1回の職員アンケートや面談を通して職員の意向を聞く機会を設けている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境のためには、ハラスメントの窓口設置や有給休暇取得状況の把握等により、現状より更に働きやすい職場づくりに期待したい。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>「期待する職員像」を明確にし、年1回の個別面談や、主任と1：1の定期的な面談を通して、職員一人ひとりの育成に努めている。しかし、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理までには至っていない。今後は、職員個々の勤務年数、職歴、資格等に応じた目標を設け、その達成度の確認が期待される。</p>		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>「研修受講予定一覧表」には、北海道社会福祉協議会や北海道児童養護施設協議会等が主催する講習に対して参加する職員名が掲載され、受講と未受講の結果を記している。施設としては、「基幹的職員研修」「処遇改善研修」「家庭支援専門員研修」の受講を薦めている。但し、研修計画としては内容や教育・研修の実施が十分ではない。これまで実施してきた養育・支援の内容や目標を踏まえて、計画の中に、施設が職員に必要とする実践上の専門の技術や資格を明示することにも期待したい。</p>		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	c
<p>外部研修の伝達は、職員会議・担当者会議等で行われ、全体のスキルアップが図られている。何よりも学んだことを伝えようとする受講した職員の成長がみられる。また、伝達研修は前回の受審より回数を増して励んでいる。但し、個々の研修の評価・振り返りまでには至っていない。本評価基準項目17番と連動して、職員個々の研修計画策定が望まれる。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>実習生受入れ窓口は男女各1名の職員が担当して、実習生の学校と連携している。子どもへは、実習生受入れ前日の夕礼にて口頭で伝え、職員へは、年度初めの会議で、受け入れ学生の一覧表などで周知している。指導時は実習生と子どもとの関りを見守り、アドバイスをしている。しかし、実習指導者研修が未受講であったり、専門的なプログラムは作られていなかったりすることから、指導力には差異がある。今後は、指導者への研修や専門的なプログラムの整備などが期待される。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>法人のホームページ情報公開欄には2023（令和5）年度までの「現況報告書」「財務情報報告」が掲載されている。施設のホームページでは「施設概要」「一日のながれ」等が見ることができる。施設に関する情報が公開されているが、内容は十分ではない。運営の透明性を確保して、地域から施設の理解を深めるためには、第三者評価の受審結果や、苦情の有無等の公開も期待される。</p>		

【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
法人の「経理規定」に沿って職務分掌の中でも権限、責任が明記され運営し、内部監査が行われている。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。一定規模以上の社会福祉法人として外部の専門家による監査の導入に期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
地域交流の活動として、自立促進と家庭生活体験を推進する「施設機能強化推進事業計画」に明記されている。コロナ禍により途絶えていた行事が、徐々に復活している。2024年度は「クリスマス会」で市内老人クラブとの交流、社会奉仕活動団体による餅つきなどが行われた。札幌市から来た団体よりキッチンカーでの食事提供、NPO法人からの「ボクシングセッション」の受け入れにあたっては、職員が入念に事前準備をするなど、子どもと地域との良好な関係を広げている。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
「ボランティア受入れ規程」には受入れ目的が記載され、ボランティア活動の確認書や誓約書が用意されている。窓口の担当は管理者が行っている。学園祭やクリスマス会などの行事に参加するボランティア企業はあるが、都度、スタッフが変わる。このことに対応する受入れマニュアルとしての整備がなく、基本姿勢が明文化されていない。このため必要な対応が職員に共有されていない。書面は見直しがなく、和暦は令和へ変更が必要である。今後はボランティア受入れに関する規程や書面の更新、マニュアルの策定と職員への共有などの体制整備、またボランティアへの研修が望まれる。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
地域の関係機関、団体などをリスト化し、必要時には迅速な対応がとられている。子どもが入所している間に関わる情報は集約されている。子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。今後の課題としては、退所後の支援の継続性を保つための関係機関や連絡方法など、アフターケアも含めた広域なネットワークづくりに期待したい。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
施設に併設している「十勝子ども家庭支援センター」の子育て相談事業により、地域の福祉ニーズの把握につながっている。但し、地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を結果的に把握はしているが、十分ではない。今後は、施設として行事等を活用して、地域住民とのコミュニケーション等による地域福祉ニーズの把握に期待したい。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
施設併設の「十勝子ども家庭支援センター」の子育て相談事業により、地域ニーズの把握につながっている。2024（令和6）年度では、近隣の12市町村からのショートステイ受け入れが141名と増加した。しかし、本項目では、既存の福祉サービスであるショートステイは公益的な事業からは除外される。上記評価項目26番で把握された地域福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動としては十分ではない。法人もしくは施設として明確に計画に位置づけた事業・活動に期待したい。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

		第三者 評価結果
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>倫理綱領「職員心得」を会議で読み上げ、支援に活かすように努めている。一年に一度「チェックリスト」を実施し、個別に支援内容の状況を振り返っている。「権利ノート」を、子どもが入所した日に職員と一緒に読んで職員自身が子どもの権利を再確認している。入所のルールである「一致事項」は詳細なルールが記載されているが、子どもの権利や子どもを尊重した支援の観点から、なぜそのルールが必要かについての検証がなされていない。職員の共通理解のもとで、子どもを尊重した支援となるために、「権利ノート」や「こども六法」の学習会実施と「一致事項」の検証が期待される。</p>		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>「倫理綱領」、「職員心得」に職員のプライバシー保護について記載されている。前回受審の「室内が見えるドアのガラス窓」の評価に対し、摺りガラスに替えて改善した。日々の生活で子どものプライバシー保護について配慮することはあるが、研修参加や話し合いの機会が持たれていないため、職員の裁量に委ねられることが多い。今後は職員が子どものプライバシー保護について学習したうえで、配慮すべき内容をマニュアル化し、支援や振り返りに活かされ、子どもや保護者にも周知されることを期待する。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>施設のホームページには、学園の平面図や一日の流れのほか、行事の子どもの様子の写真も添えられている。また、お知らせのページには、月刊「十勝学園便り」やイベントの様子が掲載されている。ショートスティ利用希望者の見学が増加傾向にあり、副園長やブロック主任、課長が日課の説明や園内見学を対応している。尚、対応時の統一した手順書までは策定されていない。今後は、見学者に対応する職員が過不足なく対応するための手順書と、施設が目指している「家庭的で安心できる環境」が伝わる情報発信が期待される。</p>		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>入所が決まった子どもへは、「一日の日課表」「利用者向けしおり～幼児向け・小学生向け・中高生向け」を使用して施設の生活を説明している。説明は子どもの担当職員が個別に行っている。幼児には文面での説明が難しいため、生活をしながら説明し、お友だちがいて一人ではないことや、困った時はどの職員へ相談しても良いことを伝えている。しかし、子どもへ渡す日課表やしおりはふりがなのない文章が多く、説明の手順や方法が定められていない。今後はどの子どもにも分かりやすく配慮された様式に基づき、どの職員が対応しても同じ手順や内容で説明されることが期待される。</p>		
【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>退所後の相談窓口は定められていないが、入所時の担当職員が担当することが多い。措置変更後は、変更先の施設とは直接の連絡をせず、毎月の子どもの様子や措置変更先からの問合せは児童相談所を通して行っている。連絡の内容は会議で共有しているが、個人記録への記載の有無は担当職員に委ねられている。アフターケアの観点から、退所後の相談支援窓口を書面などで子どもや保護者に知らせ、対応内容やその手順と役割を明確にすることが期待される。</p>		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもの自治会は月に一度、20分程度開催されている。最近、冬休みの振り返りが議題になっており、意見や要望が活発に出されている。しかし、自ら声を上げることが苦手な子どもへの配慮や、無記名アンケートなどは実施していない。意見や要望のある保護者からは電話や来園時の対応で話しを聴いている。今後は子どもの満足を把握するために、組織として子どもや保護者の意見や要望を、定期的・継続的に調査・分析・検討していくことが期待される。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
<p>苦情クレーム対応セミナーに出席した職員が、会議で伝達研修を実施した。保護者からの苦情は管理職が対応し、解決後に会議で共有している。苦情の公表はしていない。第三者委員の名前と電話番号は玄関に掲示している。しかし、施設内の公衆電話はなく、携帯電話を持たない小中学生は、第三者委員へ直接苦情を伝える手段がない。第三者委員の役割や苦情の解決の流れは職員へ十分に共有されていないため、子どもや保護者へ第三者委員の説明は不十分である。職員が理解した上で、子どもや保護者へ苦情を申し出できることの説明と、苦情解決状況の公表が望まれる。</p>		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>「十勝学園職員心得」の記載とは違って、職員は子どもへ口頭で、話しやすい職員にはいつでも相談してもよいことを伝え、担当外の子どもからの相談にも傾聴し、担当職員へ共有することが可能かを確認している。職員は、担当ブロックの子どもに関わらず、姿を見かけた時には必ず声をかけ、雑談時の様子から困りごとがないか気にかけてながら対応している。また、顔を合わせる機会が少ない子どもへはメモや手紙でコミュニケーションを図っている。「十勝学園職員心得」に上記の件を加筆し、子どもや保護者へ書面等で周知することが期待される。</p>		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>意見箱は事務所のある人目のつく正面玄関にあり、内容は会議で周知している。また、子どもが投函してから最長で1週間確認を待つことになる。口頭での子どもからの相談や要望に対しては、回答方法を子どもに聞き、時間がかかる程度を説明している。職員が即答できない場合、上司へ相談する手順は「相談の流れ」がある。しかし、子どもからの相談や要望についての対応マニュアルは策定されていない。今後は、子どもが意見箱に投函しやすい場所や、内容を迅速に確認する方法、相談を受けた職員の対応マニュアルの策定が期待される。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>施設として、ヒヤリハットか事故かの判断基準は通院の有無、または職員が主任に相談し判断を仰いでいる。ヒヤリハットではなく、ケース報告になる場合もあり、事象に対し報告別の線引きが曖昧である。リスクマネジメントの目的は子どもの安心と安全を確保することでもある。ヒヤリハットや事故報告から要因分析と改善・再発防止の策を講じることが、安全確保や事故防止につながる。今後は、リスクマネジメントに関して職員の共通認識を確認し、積極的な事例の収集や事故防止の学習会開催が期待される。</p>		

【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>施設には、感染症等対策委員会が設置されている。「感染症および食中毒の予防まん延防止対策マニュアル」は全職員に配布され、新人オリエンテーションでは確認と共有が行われている。コロナ禍では外部講師による研修を実施した。嘔吐処理の実務研修は女子棟・男子棟・幼児室のブロックに任せられ、感染症の流行が始まるタイミングで実施をしている。しかし、ブロック単位での研修では実施に差異があり、定期的には至っていない。感染症から子どもを守るためには、全職員が定期的に研修参加できる計画を策定・実行することや、早急に感染症BCP（事業継続計画）を策定することが期待される。</p>		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
<p>施設所在地は、洪水浸水想定区域になっており、冬季に幼児は指定地点までの避難訓練を実施している。火災の避難訓練では、避難経路の変更を確認し実施している。「防災マニュアル」には防災バックや非常用ナップサックの準備品の記載があるが、職員は内容を知らない。日誌や外出簿で子どもの所在は把握できるが、安否確認の方法は決まっていない。今後は「防災マニュアル」を全職員が理解し、災害時の備えや訓練の実施、安否確認方法を共有することが期待される。また、早急に災害BCPの策定を期待する。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>「生活日課」の「職員の動き」を支援マニュアルとして、入職や配置替え、ブロック会議に手引書として利用している。但し、マニュアルに沿って支援が実施されているかの検証は一部の職員に限られている。子どもの生活ルールが記載されている「一致事項」には、約束事と守れなかった時のペナルティが記載されている。しかし、ペナルティにはどのような意味があるのを話し合う機会は職員にない。今後は、どのような支援が子どもにとって有意なのか、日々の支援での権利擁護やプライバシー保護の配慮とはどのようなことを文書化されたマニュアルにもとづいた支援が期待される。</p>		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>マニュアルの見直しは、12月に用紙が配布され、職員が確認しブロック内で更に話し合い、改訂点や要望などを集約し書面で提出している。マニュアルの改訂箇所は太字で記載されている。しかし、「生活日課」の「職員の動き」、「一致事項」と実際の支援では違いが生じており、変更すべき事項が散見されている。今後は支援に即した支援マニュアルとなるよう、支援内容を定期的に検証するよう見直し時期や方法を明文化し、同時に改訂年月日も記載されることが期待される。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>支援計画の短期・長期目標をはじめ、支援計画策定の流れは先輩職員が口頭で指導している。小学生は自分で生活の目標設定を行い、毎日振り返りを実施しており、その中から支援計画の目標に取り入れることもある。目標の内容については、日常の中で子どもに分かりやすく伝えている。しかし、長期間に渡り支援目標に変化のない子どもがいる。今後は、子どもの具体的なニーズを明らかにし、ニーズに沿ったスモールステップの支援計画目標の策定を期待する。</p>		

【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>目標の見直しは月に一度、担当者会議で子どもの様子の状況把握と目標の達成状況の検討が実施されている。子どもへ支援目標の内容を日々の支援の中で分かりやすく伝えているが、子ども自身が支援目標を意識して生活できるまでには至っていない。見直しでは評価や改善の内容も記録に残し、職員が共通理解することが期待される。また、個別支援計画を緊急に変更する方法や流れは定められていない。今後は支援目標の変更手順を文書化し、緊急の変更についても方法や手順を定めておくことも期待する。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>子どもの記録要領を定めており、書面で共有されている。子どもの記録は担当職員が入力し、主任が必要に応じて訂正や指導を行い、文章の表現など最終確認は課長が行っている。他ブロックへの情報共有は会議で行われている。しかし会議以外での情報伝達方法については組織として定められたものはない。今後は、記録要領を書面で配布するのみに留まらずに理解を深める学習会などの開催や、ブロックの異なる職員間の情報共有において、緊急の伝達や後日伝達すべき情報を的確に分別し、共有する方法を施設として定めて実行することが期待される。</p>		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>「十勝学園職員心得」には守秘義務や書類の扱いについてなど注意すべき事項の記載があり、入職時に説明を受けファイルに綴って個々に所持している。「十勝学園便り」の写真は個人が特定されないように編集している。しかし、動物スタンプの使用もあり、ホームページで見られる配慮として一考を要する。個人情報保護や記録の情報開示請求の対応方法についての研修が今年度は未実施である。また、子どもや保護者への個人情報取扱いの説明は行っていない。今後は個人情報保護や記録の情報開示について職員が共通に理解をもち、子どもへの分かりやすい説明や保護者への周知が期待される。</p>		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>職員に対して、権利侵害の防止・早期発見を促すために、「運営規定6章職員の心得」「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」「倫理綱領」等を定めている。権利侵害が疑われる場合は、会議で事例を話し合い職員全体で周知を図っている。但し、「子どもの権利」は、権利侵害の防止等に留まらない。子どもの権利擁護における「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が徹底される必要がある。今後は、「子どもの権利ノート」や「子ども六法」等の書籍の活用を通して、子どもの権利擁護のマニュアルや規定を整備し、養育・支援に活かすことに期待したい。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>自治会は、子ども主体で運営することで、積極的に子どもの声を聞き取る場としている。但し、年齢が高くなると意見が出にくくなる実態もある。また、集団の場で声を出しにくい子どももいる。そのため、職員は、個別な関わりの時間を増やして、気持ちを聞くようにしている。喧嘩の場面では、お互いに納得ができるまで、時間をかけて解決を促している。集団生活の中で、力の弱い子どもに対する思いやりを持てるように支援している。子ども自身が自他の権利を理解できるようにするためには、「子どもの権利ノート」を活用するなど、年齢や特性に応じて説明する機会に期待したい。</p>		

(3) 生き立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>生き立ちを伝えるタイミングは、職員個人の判断ではなく会議により、場合によっては児童相談所から伝える。子どもの知りたいと思うタイミングを逃さないようにしている。退所時の諸手続き等で、子どもが生き立ちを知る場合も多いため、説明が出来るように準備をしている。職員への子どもの情報の引継ぎは、前年度分のみであり、長期にわたる子どもの背景の理解には不十分である。子どもが生き立ちを振り返ることは、自分自身を肯定的に捉えなおすことであり、職員との信頼関係が基本となる。適切なフォロー体制を作る必要からも、施設全体で取り組むことに期待したい。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
<p>「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」には、被措置児童等虐待と共に不適切な支援事例の発生についての規定があり、「十勝学園倫理綱領」「職員の心得」を定めている。子どもは、「子どもへの暴力防止プログラム」の外部研修を通して自分自身を守るための知識・具体的な方法を学んでいる。担当者会議では、子どもの支援方法について事例を検討している。しかし、被措置児童等虐待対応における届出・通告制度に対する周知は不十分である。今後は、被措置児童等虐待対応のフロー図を活用する等、職員への理解・周知を徹底し、子どもへの分かりやすい説明をすることが望ましい。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>入所時には、施設のルールを子ども用に作成して、担当職員が中心となり、説明を行っている。入所した子どもが、安心して子どものコミュニティに入れるように配慮して、子ども同士で伝え合うような関係作りをしている。事前に担当職員が一時保護所に面会に行く流れはあるが、徹底されていない。事前の面会は、子どもだけではなく担当職員にとっても関係性の構築に寄与することから、基本の流れとして再確認をする意向が施設にはある。更に、入所前の施設見学ができるように児童相談所と調整することで、子どもの不安軽減に繋げる意向も示されている。今後に期待したい。</p>		
【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>リービングケアとして、光熱水費等を示しながら、金銭管理の説明をしている。退所時には、ATMや行政窓口へ同行して手続きの支援をしている。2024（令和6）年度は、社会的養護自立支援拠点事業の一環として、高校生対象で「お金の使いかた」を受講させた。居室活動として、親子訓練室で宿泊し、家庭に近い入浴や調理等をしている。アフターケアの窓口は、副園長と現在の担当職員が担っているが、退所児は入所時の担当職員に連絡をする場合が多い。今後は、社会的養護自立支援事業の制度変更に応じ、アフターケアの再編に期待したい。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>子どもを理解するためには、子どもの成育歴等の背景を知り対応することに留意している。入浴や遊び、食事の時間を共に過ごし、日常生活から関係性を作っている。入所児童数が減少したことで、個別な時間を確保することが容易となり、一人ひとりの気持ちを聞き取ることに留意している。但し、子どもの感情の表出は多様である。アンケートや意見箱等、様々な方法で子どもの気持ちを聞き取る工夫も必要となる。今後は、子どもの被虐待体験や分離体験に対する理解を深めるためにも、専任体制となった心理職を活かす等して、子どもの理解を深めることに期待したい。</p>		

【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>施設としての基本ルール・生活日課はあるが、担当職員の裁量に任せられるところは状況に合わせて柔軟に対応している。断続勤務を取り、子どもと個別に触れ合う時間を確保している。自治会があり子どもの声を聞きながら職員間で話し合ってルールを決めている。現時点の生活日課・基本ルールについては、時代に応じて変えていく必要があると考える職員も多く、年度毎で協議している。今後、子ども自治会での話し合いを踏まえて、職員全体で検討した結果を、生活日課や年齢に応じた「一致事項」として活かしていくことに期待したい。</p>		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p>職員が一方向的に話をせず、子どもの反応を見ながら接し、声かけのタイミングを図っている。状況に応じて失敗の体験も必要と考え、見守りながら振り返りをする等、フォローを大切にしている。自治会は、子どもが自分たちの生活を考える機会と捉えて、子ども主体の運営を考えている。但し、高年齢となると「ルールは変わらない。」として、自治会で意見が出なくなる傾向もある。今後は、子どもが主体的に問題を解決していく力をつけるために、子どもが職員とともにルールや生活自体を共に考えていくことに期待したい。</p>		
【コメント】	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>1階の図書館は、友人が施設に遊びに来た場合の交流スペースとなっている。体育館は、職員の付き添いがあれば利用できる。学校からの行事案内や、ボランティア団体等のイベントの案内があった場合は、子どもに周知し職員が同行している。少年団活動や会員制のスポーツクラブにも希望があれば、職員が同行の上利用している。幼稚園は3年保育から通園し、療育機関への通所もある。幼児室は、遊戯室と午睡室がある。決められた時間帯に施設のWi-Fiを利用できる。ネットゲームができない子どもに対しては、職員室にあるパソコン1台を開放している。</p>		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>高校生を目途に、通院が近距離の場合等は、子ども一人でも受診できるように行かせる場合もある。スマホは、中学生までは外との通信は、施設Wi-Fiの利用時間のみとしている。スマホ契約時は、施設長から利用の注意事項を伝えている。但し、その後は、問題発覚時に注意する都度の対応に留まっている。ゲーム課金やSNSの問題はあり、対応に苦慮している。しかし、使用不可ではなく使用しながら学ぶ必要があるとの認識が施設からは示された。今後は、利便性と危険性の両面から学ぶことを支援していくことに期待したい。</p>		
<p>(2) 食生活</p>		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p>調理は外部委託であり、調理人と子どもの関係性は薄い。また、大規模調理と予算の関係もあり食材のバリエーションが少ない傾向にある。アレルギー食は、施設栄養士が業者に引き継いでいる。職員は、子どもの食生活に対して、調理実習や、普段なかなかメニューに出ない献立の経験をさせたいとの思いがある。おやつをペナルティにする規則は、削除する方向で話し合っている。今後は、居室活動を通じた親子訓練室での調理や、行事を利用した外食を増やして、子どもの食事体験をより豊かにしていくことに期待したい。</p>		
<p>(3) 衣生活</p>		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>小学6年生から、自分で洗濯をするように支援している。大型洗濯乾燥機が設置され、寝具類を含めた洗濯が可能となっている。被服購入費の範囲内で子どもとともに衣類を購入している。成長が早い子どもについては、予算の範囲を超えた場合にも必要経費として購入している。衣類の着用は、TPOを話し合っている。女子の化粧については、高校生の様子を見て小・中学生が真似をしたいとの希望が出たことで、子どもと話し合いの結果、自室でのみ楽しむとの条件のもとに許可をしている。</p>		

<p>(4) 住生活</p> <p>【コメント】</p>	<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>a</p>
<p>小学生までは3人までの相部屋となり、中学生以上は個室となっている。廊下や洗面所、浴室、ホール等の共有部分を当番制で掃除している。小学生は、毎日掃除の時間を設けて、職員とともに自室の掃除をしている。中学生以降の掃除・片付けは、基本的に自主性を重んじているが、場合によっては職員が手助けをしながら行っている。子どもの自室は消防法に抵触しなければ自由に飾っている。居室には廊下に向けて窓があったが、子どものプライバシーを優先させて窓を覆った仕様にして子どもの満足度を上げた。</p>		
<p>(5) 健康と安全</p> <p>【コメント】</p>	<p>① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>子どもの様子に気を配り、体調を崩す予兆があれば、体調のアセスメント表に必要事項を記入して、受診の場合に持参している。職員に緊急性の判断は難しいので、早期受診を心掛けている。精神科の服薬は、職員室の金庫に、その他は施錠される物品庫で管理し、名前の書かれた台紙に日付ごとに添付されて、担当職員が子どもに渡している。受診は基本的に担当職員が同行し、子どもと一緒に、医師からの説明を受けている。施設には看護師の配置はないが、職員に困り感はなかった。子どもの健康管理について施設全体で理解を深めるためにも、医療職の専門的な情報の活用が期待される。</p>		
<p>(6) 性に関する教育</p> <p>【コメント】</p>	<p>① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>「子どもへの暴力防止プログラム」を継続し、自治会後に、男女で別れて、プライベートゾーンの説明をしている。学校との連携については、配布資料を目にするのみで、協力してはいない。但し、特に支援級等の子どもには、性教育の重要度は高い。誤った性情報がネットに氾濫・拡散される現実もあり、職員自己評価には、性教育に関する内部・外部研修、学習会の要望もある。「児童養護施設における性をめぐる支援は、自立と共生の力を育てることが基本である。今後は、子どもの性の問題の最前線にいる専門職とも連携して、他者の性を尊重する性教育の実施に期待したい。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p> <p>【コメント】</p>	<p>① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>不適応行動に対しては、職員は役割を決めて複数対応している。子どもが落ち着くためにタイムアウトの場所を決めている。問題が起こった際は、次回の支援方法の改善のために職員間で話し合っている。児童相談所や病院からの助言を受けており、なかには警察との連携事例もある。日常の支援に活かせるように、職員のアンガーマネジメント講習を実施している。職員は、子ども一人ひとりとの時間を大切にして、信頼関係をつくらうとしている。今後は、職員相互の支援体制を強化して職員を孤立させず、周囲の子どもへの対応にも留意して、環境の立て直しを図ることに期待したい。</p>		
<p>【コメント】</p>	<p>② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>小学生までは相部屋のため、居室編成には注意を払っている。それでも問題な時には、年度途中でも部屋替えをしている。施設内に死角をつくらないように、図書室等の壁面をガラス張りにしたり、女子の洗濯室とシャワー室を職員室のある2階に移したりした。児童相談所との連携に課題を感じる場合も多く、都度模索しながら支援をしている。小学生の自治会目標には「叩く・蹴る・意地悪をしない」とあり、日々の支援の中で気付きを促している。今後も、一人ひとりの声に耳を傾け、子ども同士の関係性の把握に努めながら、職員相互の信頼関係の中で、適時介入していくことに期待したい。</p>		

(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
2024（令和6）年度から、心理職が専任となっている。11名の心理支援プログラムの対象児童の記録はあり、支援への留意点や子どもの心理的な傾向が書かれている。心理職は、プログラム対象の子どもの担当職員との連絡・報告はあるが、他の職員との関りは薄い。また、対象の子ども以外に対する助言、職員研修やスーパービジョンを行うまでは至っていない。今後は、心理職の専門性を活かして、精神科とのパイプを強化すると共に、心理的支援が施設全体の中で有効に活かされ、職員間の連携を強化することに期待したい。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
学習時間は、小学生・中学生ともに生活日課の中に設けている。小学生は、学校からの宿題が課される場合が多いが、中学生になると宿題がないため、施設が用意した課題を学習している。入所以前の家庭環境により低学力に陥っている子どもは多い。落ち着いた施設生活の中で、生活日課として学習に励むよう支援している。特別支援学級などに在籍している子どもには、通常学級の子どものと比べて連絡は密となっている。中学校からは、希望すれば学習塾に通える。		
【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
子どもの進路希望を優先し、保護者と意見が違う場合は、児童相談所とも話し合っている。就労継続支援A型事業所に就職する子どもは、社会的養護支援事業を活用して、グループホームに入居予定である。就職後に不安定となった場合は措置延長を利用して小規模児童養護施設で支援継続している。高校中退後に、措置継続を利用して、通信高校に転校を希望するケースもある。このように進路の自己決定を支援しているが、十分ではない。今後は、高校入学前から、社会的養護自立支援事業や、奨学金のリスト等を情報提供することで、子どもの将来を広げる支援に期待したい。		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
特別支援学校は、実習が学校主導となっている。アルバイトは、高校生から許可される。アルバイト収入は3,000円のみが自己管理で、残額は将来の貯金としている。子どもから不満が出る場合や、明確な目的がある場合等、都度子どもと話し合いをしている。アルバイト先は、インターネット検索が多い。施設の立地からもアルバイト先は得やすい。基本的に、アルバイトの送迎はしていないが、職員が必要と判断した時には、柔軟に対応している。就労経験・求職活動という観点からは、ハローワークの活用も考えられるため将来を見越した情報提供にも期待したい。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
家族との信頼関係づくりには、子どもの担当職員が主に担っており、保護者の電話相談等には、管理職が対応することもある。面会・外出・一時帰宅等については、都度の記録簿と児童相談所への報告書がある。家庭支援専門相談員の配置はあるが家族への周知がないため、担当職員が単独で家庭支援専門員と同様の役割を担う場合も多い。今後は、施設全体で家族関係調整や家族からの相談の体制を整えることが期待される。		
(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
親子関係の再構築は、担当職員が中心となり、家庭復帰に繋げている。施設の「家庭支援専門相談員」の認識は、困難事例の児童相談所との連携や要保護児童地域対策協議会の出席と捉えている。児童相談所への報告記録はあるが、親子再構築に向けた家庭復帰等の流れの記録はなく、ケース記録に散見するのみである。親子関係の再構築には、家庭支援専門相談員を中心としたケースの見立てや、再構築のための支援方針、支援計画が求められる。今後は、担当職員や管理職、家庭支援専門相談員の役割を明確にすることが期待される。		